



高齢者・障がい者福祉サービスについてお知らせします。申請手続き等詳しくは、高齢障害課高齢福祉係までお問い合わせください。

●日常支援型給食サービス

日常生活に不安のある次の①・②の在宅の人に対し、昼食を配達することで、安否の確認を行います。配達は、毎週月曜日から金曜日までの指定された日に行います。

- ①ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人
 - ②ひとり暮らしの障がい者や障がい者のみの世帯の人
- ※利用者負担があります。

●生活管理短期入所事業

日常生活を営むことに支障がある65歳以上の人（介護保険制度による要介護者および要支援者を除く）を、介護者が冠婚葬祭や事故、災害、出産等の理由で一時的に居宅介護できない場合、短期間（原則として1週間程度）施設サービスを利用し、生活の管理・指導を受けることができます。

※所得に応じて、利用者負担が必要な場合があります。

●施設入浴サービス

在宅の寝たきり高齢者や重度障がい者で、家庭での入浴が困難な人は、市の指定した特別養護老人ホーム等で入浴サービスを利用することができます。

※利用者負担があります。

●福祉電話

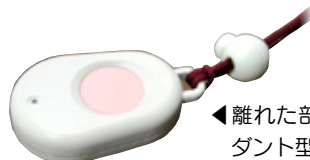
在宅のひとり暮らしの高齢者や外出困難な重度障がい者等の孤独感を和らげるとともに、安否確認やコミュニケーションおよび緊急連絡の手段の確保を図るため電話を貸与して、その基本料金を助成します。（所得制限があります。）

●緊急通報システム

日常生活に不安のある次の①～③の在宅の人に対し、安心安全で自立した生活ができるように緊急通報システムをお貸しします。

- ①ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の人
- ②ひとり暮らしの障がい者や障がい者のみの世帯の人
- ③日中独居となる高齢者

※所得に応じて、利用者負担が必要な場合があります。



◀離れた部屋でも使えるペンダント型もついています。



▼もしものときには緊急通報システムを使って連絡ができます。